

平成 30 年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 自動車の修理を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 農業用資材等の製造及び農機具等の修理を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々々月 10 日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ③ キーホルダー等のオリジナルグッズの製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 運送業務を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々々月 10 日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。

2 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 包装資材の製造を下請事業者に委託している E 社は、「割戻し」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車の修理及びボディコーティング等の加工を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 運送業務を下請事業者に委託している G 社は、「事務手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ④ ハウスクリーニングを下請事業者に委託している H 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じてい

た。

3 返品（第4条第1項第4号）

- ストラップ等のオリジナルグッズの製造を下請事業者に委託しているI社は、受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があったことを理由に、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えて返品していた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 農業用資材等の製造及び農機具等の修理を下請事業者に委託しているJ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の専用伝票を購入させていた。

5 不当な給付の内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- 自動車及び農業機械の修理を下請事業者に委託しているK社は、顧客からのクレーム等があったことを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由なくやり直しをさせたにもかかわらず、新たに生じた費用を負担していなかった。

6 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 水路保守業務を下請事業者に委託しているL社は、単価改定の際、自社の予算単価を基準として、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を定めることにより、下請代金の額を定めていた。
- ② 自動車へのナビゲーションシステム及びETCの取付け作業を下請事業者に委託しているM社は、顧客からの値引き要請を受けたことを理由に、従来の対価から一定額を引き下げる方法で一方的に下請代金の額を定めていた。